

消費生活の豆知識 その60 架空請求にご注意ください

事例

○スマートフォンに動画サイト未納料金の督促メールが届いた。最初は無視していたが、何回も来るので心配になり、書か



配になり、書かれていた連絡先に電話した。担当者から「2週間無料の動画サイトに登録し、その後退会処理されていない。」

未納料金15万円をすぐに払え。本月中に振り込まないと裁判を起す」と脅された。動画サイトに登録した覚えはない。どうしたらよいか。

最近、スマートフォンや携帯電話などに届いたメールで「利用した覚えのない請求が送られてきた」「連絡しないと、法的措置をとると書かれています。」

こうしたメールは、不特定多数の人に一斉に送信されるもので、その

ほとんどが「架空請求」です。利用していないサービスをあらかも利用したかのように思わせて、連絡してきた人を不安におとしいれ、金銭を支払わせようとするものです。請求

は、メールだけでなく、封書やハガキで届くこともあります。身に覚えがなければ、慌てて連絡してはいけません。

消費者へのアドバイス

①身に覚えのない請求は、連絡をしないで無視してください。不用意

に連絡すると、知られていない個人情報まで聞き出されることがあります

②「裁判を起す」などと書かれていても、絶対にお金を支払ってはいけません。一度支払うと、繰り返し請求が続く可能性があります

③迷惑メールは、受信拒否の設定やアドレスの変更を検討しましょう

④少しでも疑問や不安を感じたら、広聴課の消費生活相談までご相談ください

どうしよう? と思ったら

市民相談案内

相談内容	問い合わせ
日常生活の悩み事▶多重債務▶行政・法律・公正証書▶税金・社会保険労務▶不動産・登記▶建築・住宅修繕▶マンション管理	広聴課 ☎224-5022
消費生活	広聴課 ☎224-6162
児童虐待	児童虐待防止 SOS センター ☎0120-283-505
子育て・児童虐待 ひとり親家庭・離婚	こども安全課 ☎224-5821 *4月1日(金)からこども家庭課に名称が変わります
育児の悩み	子育て支援センター ☎247-6613
教育全般	リバーラ ☎234-8333
いじめ	教育センター ☎236-1818
青少年の悩み事	少年指導センター ☎224-5724
性感染症・エイズ▶うつ・アルコール・ひきこもり	保健予防課 ☎227-5102
健康・不妊・不育症	健康づくり支援課 ☎224-8611
人権	さいたま地方法務局川越支局 ☎243-3824
高齢者▶高齢者虐待	高齢者いきがい課 ☎224-5809
障害者	障害者福祉課 ☎224-5785 ☎225-3033
障害者虐待	障害者虐待防止センター ☎227-4330 ☎226-7666
女性の悩み・DV	男女共同参画課 ☎224-5723
結婚・内職・交通事故	ウスタ川越・市民相談室 ☎249-7855
労働トラブル (仕事上の悩み)	雇用支援課 ☎227-5776
就職活動・雇用・若年未就労者	しごと支援センター ☎227-5775
がいきせきしめん 外国籍市民	こくさいぶんかこうりゅうか 国際文化交流課 ☎224-5506

実施日・相談内容などはお尋ねください▶予約が必要な相談があります▶電話番号などのかけ間違いにご注意ください

PICK-UP

青少年悩みごと相談



少年指導センター☎224-5724

自分の心や体、友人や家族との対人関係、学校や職場、子どもの非行や不登校などで悩んでいる方は、気軽に相談してください。対象は、市内在住・在学・在勤のおおむね30歳未満とその家族です。相談は無料です。

電話・面接相談(面接は要事前予約)

日時…月～金曜日(祝・休日、年末年始を除く)、午前10時～午後5時(受け付けは、午後4時30分まで)

メール相談

随時受け付けています。返信には数日かかります。市ホームページまたは右の2次元バーコードから送信してください。

